○総務省告示第二百四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十四日

総務大臣　原口　一博

第一項第三号を次のように改める。

3　九五〇MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備

(一)　占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
九五四・二MHz以上九五七・四MHz以下の周波数であって、九五四・二MHz及び九五四・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が一）	〇・〇一ワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
九五四・三MHz以上九五七・三MHz以下の周波数であって、九五四・三MHz及び九五四・三MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が二）		
九五四・四MHz以上九五七・二MHz以下の周波数であって、九五四・四MHz及び九五四・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が三）		
九五四・五MHz以上九五七・一MHz以下の周波数であって、九五四・五MHz及び九五四・五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が四）		
九五四・六MHz以上九五七MHz以下の周波数であって、九五四・六MHz及び九五四・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が五）		
九五一MHz以上九五四MHz以下の周波数であって、九五一MHz及び九五一MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が一）	〇・〇〇一ワット以下	
九五一・一MHz以上九五四・一MHz以下の周波数であって、九五一・一MHz及び九五一・一MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が二）		
九五一・二MHz以上九五四・二MHz以下の周波数であって、九五一・二MHz及び九五一・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が三）		
九五一・三MHz以上九五四・三MHz以下の周波数であって、九五一・三MHz及び九五一・三MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が四）		
九五一・四MHz以上九五四・四MHz以下の周波数であって、九五一・四MHz及び九五一・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が五）		

(二)　占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
九五四・三MHz以上九五七・三MHz以下の周波数であって、九五四・三MHz及び九五四・三MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が二）	〇・〇一ワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
九五四・四MHz以上九五七・二MHz以下の周波数であって、九五四・四MHz及び九五四・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が三）		
九五四・五MHz以上九五七・一MHz以下の周波数であって、九五四・五MHz及び九五四・五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が四）		
九五四・六MHz以上九五七MHz以下の周波数であって、九五四・六MHz及び九五四・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が五）		